

## 国登録有形文化財全国所有者の会規約

### 第1章 総則

#### 第1条（名称）

この会は、国登録有形文化財全国所有者の会（略称：「全国登文会」）と称する。

#### 第2条（事務所）

この会の事務所は大阪府大阪市中央区伏見町 2-2-6 青山ビルに置く。

#### 第3条（会の目的）

この会の目的は以下のとおりとする。

1. 国登録有形文化財（以下登録文化財と呼ぶ）の所有者が登録文化財の保存と活用に係わる活動を行い、市民の文化的資質の向上を図り、もって我が国はもとより世界の人類の福祉に貢献する。
2. 全国の登録文化財所有者、国や自治体、および各種関係団体と連携を図り、登録文化財の保存・活用・広報に努める。
3. 会員相互の親睦と登録有形文化財に関する情報交換を図るとともに、会員と市民との交流に努める。

#### 第4条（会の事業）

この会は前条の目的を達成するために日本全国において次の事業を行う。

1. 総会（年1回）の開催
2. 登録文化財に関する講演会、研修会、見学会、展覧会、フォーラム等の開催及び書籍、パンフレット等の刊行
3. 会員等の交流会や親睦会の実施
4. 情報交換活動
5. 登録文化財に関する調査研究
6. 登録文化財の活用事業
7. 登録文化財の保存および活用事業等に対する支援
8. 活動目的に関して、優れた業績を有する個人又は団体に対する表彰
9. 国、地方自治体、各種団体への登録文化財の保存・活用に関わる要望等の実施
10. その他目的達成のために必要な事項

### 第2章 会員

#### 第5条（会員の種類）

この会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員A：日本国内の都道府県別登録文化財所有者の会
2. 正会員B：日本国内の登録文化財を所有または管理する個人または法人。
3. 特別会員：日本国内の登録文化財を所有または管理する自治体
4. 賛助会員：日本国の内外を問わず、当会の事業を支援・援助するもの

#### 第6条（会費等）

この会の運営については、次の経費をあてる。

1. 会費：正会員A：基本会費（1万円）＋所属都道府県正会員数分担金（200円×正会員数）

正会員B：年間1人1口2,000円（何口でも可（正会員Aに所属している個人・法人は除く）

賛助会員：1人1口2,000円（何口でも可）

2. 寄付金：本会の設立及び運営のための寄付は、これを原則として受けるものとする。

#### 第7条（入会）

1. 正会員Aは申込書、規約、会員名簿ならびに初年度年会費を、正会員Bおよび賛助会員は申込書および初年度年会費を入会申請時に納めることとする。

2. いずれの会員の入会も理事会の承認を必要とする。

3. 本会へ入会の届け出があった時には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

#### 第8条（任意退会）

会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第9条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員現在数の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。

1. この会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に違反する行為があったとき。

2. この規約その他の規則に反したとき又は会員としての義務に違反したとき。

#### 第10条（会員資格の喪失）

前2条（第8条・第9条）の場合のほか、会員は、次のいずれかの事由によってその資格を喪失する。

1. 個人会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

2. 団体会員の団体が解散したとき。

3. 正会員全員が同意したとき。

### 第3章 総会

#### 第11条（総会の構成）

1. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 総会は、すべての正会員Aをもって構成する。

#### 第12条（総会の権限）

総会は、次の事項について決議する。

1. 会費及び入会金に関する事項

2. 会員の除名

3. 理事及び監事の選任又は解任

4. 事業計画及び収支予算についての承認

5. 財産の処分

6. 規約の変更
7. 解散及び残余財産の処分
8. その他総会で決議するものとして規約等で定められた事項

#### 第13条（総会の開催）

総会は、通常総会として、毎年1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

#### 第14条（総会の招集）

1. 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 前項のほか、正会員A現在数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集通知は、会日より2週間前までに正会員Aに対して発する。

#### 第15条（総会の議長）

1. 総会の議長は、出席した理事のうちから理事長が指名する。
2. 前条第2項により開催する臨時総会の議長は会議のつど、出席正会員の互選で定める。

#### 第16条（総会の議決権）

1. 総会における議決権は、正会員A1名につき1個とする。
2. 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権行使を委任することができる。
3. 前項の規定により議決権を行使する正会員は、第16条の規定については出席したものとみなす。

#### 第17条（総会の決議）

1. 総会の決議は、正会員A現在数の過半数の者が出席している総会で、出席した正会員Aの議決権の過半数をもって行う。
2. 可否同数の場合は理事長の決するところとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、正会員A現在数の過半数の者が出席している総会で、正会員A議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 役員解任
  - (3) 規約の変更
  - (4) 会の解散

#### 第18条（決議の省略）

理事又は正会員Aが総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員Aの全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす

#### 第19条（会員への通知）

総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

## 第 20 条（総会の議事録）

総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長指名の出席者 2 名が記名押印の上、これを保存する。

## 第 4 章 役員等

### 第 21 条（役員）

1. 理事は 5 名以上 11 名以内とし、理事長は理事会の互選により決め、理事長はこの会を代表する会長を兼務する。
2. 監事は 2 名とする。
3. 理事、監事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。理事のうち 1 名は理事長、1 名以上 3 名以内を副理事長、1 名を事務局長とする。
4. 理事長、理事、監事は総会で選任する。副理事長は会長が任命する。
5. 理事会は理事長が招集し、年に 2 回程度開催する。
6. 監事以外の役員は正会員 B であることを原則とする。

### 第 22 条（役員の職務）

1. 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 前項において、理事長の職務の代行は、理事長によって指名された副理事長が行う。
4. 理事は、第 4 条に定める事業並びに収支予算について責任を負い、執行の任に当る。
5. 監事は、本会の会計を監査する。

### 第 23 条（顧問）

この会に、顧問を置くことができる。

## 第 5 章 付則

### 第 24 条（事業年度）

当会の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までの年 1 期とする。

### 第 25 条（最初の事業年度）

当会の最初の事業年度は、令和元年 6 月 22 日から令和 2 年 3 月末日までとする。

### 附則

この規約は令和元年 6 月 22 日から適用する。